

ま記録する

3)被害児/加害者/家族の状況把握(被害児の身体的/情緒的発達、問題行動、経済状態、家庭環境、親戚や近隣のサポート等の情報/証拠収集)

4)児童相談所と協議しながら関連機関との調整(被害児と非虐待家族に対する援助体制づくり、再発防止と加害者への対応等)をすすめる  
を行う。

## 施設および里親家庭における性的虐待の発見

西澤 哲、庄司 順一

施設や里親に子どもが委託されてくるのは、家庭から、児童相談所の一時保護所から、あるいは施設からですが、いずれにしても児童相談所の判定をへてということになります。そういう意味では、ある程度子どもや家庭の情報が得られているわけですが、ときには十分な情報も得られないまま、緊急性の高い措置となることもあります。また、施設や里親のもとにきて、安心できる場が確保されて、はじめて問題をあらわすということもあります。したがって、事前の情報にはない問題を施設や里親家庭であらわす場合もあることを知っておく必要があります。

### I. 性的虐待の存在を示唆する兆候

児童養護施設や里親家庭における子どもの言葉や行動、あるいは遊びのなかに、子どもが性的な虐待を受けている可能性を示唆する兆候が現れることもあります。施設のケアワーカーなどは、こうした兆候を的確に把握し、対応を講ずる必要があります。以下に、性的虐待の主だった兆候を列記します。

- ・ **性化行動：** 性的虐待を受けた子どもは、本来は性的な意味をもたない行動に対して、性的な色彩を持たせる傾向がある。たとえば、子どもが大人との身体接触を求めるのはごく自然なことであるが、性的虐待を受けた子どもの場合にはそこに（意識していなくとも）性的な「感じ」を持たせてしまう傾向があり、これを性化行動と言う。
- ・ **性的な言葉：** 幼児期や小学校低学年の子どもが性器の名称(俗称)や排泄に関する言葉を口にして喜ぶのはごく一般的で

ある。しかし、子どもの年齢には不適切な性的表現が頻繁に見られる場合には、年齢にふさわしくない過剰な性的刺激にさらされている(たとえばアダルトビデオを見ているなど)ことを含めた性的虐待の可能性が疑われる。

- ・ **性的な体験の表現：** さほど多くはないが、子どもが性的な行為を受けていることを直接的な言葉で表現することがある。こうした「開示」の対象となるのは、母親、保育所の保育士、幼稚園や学校の教職員、施設のケアワーカーなどである。こうした直接的な開示は、従来の臨床経験からは、就学前の幼児、もしくは小学校高学年以降の思春期の子どもに多く、その中間の年齢の子どもには少ないように思われる。幼児の多くは、自分の体験した行為の「性的意味」を理解していない。そのため、たとえば性的な言葉(性器の名称など)を口にするのを聞いた大人が「良く知ってるね、誰に教えてもらったのかなあ」といった問いかけに対して、「お父さんが教えてくれたよ。それにね、触らしてくれたの」といったふうに表現することがある。また、思春期年齢の子ども達は、自分の受けている行為が性的な意味を持つことを知っており、何らかの理由で救助を求めるようになった結果、被害の開示を行なうようである。中間年齢の子ども達は、性的な意味合いをある程度理解していながらも、加害者からの脅しや秘密保持の傾向、あるいは「自分さえ我慢していればいいんだ」といった思いが強く、直接的な開示にいたることが少ないのではないかと考えられ

る。

- ・ **性的な遊び：** 子どもは正常な発達の過程で性的な遊びをするものであり、こうした傾向は特に就学前の幼児に多く見られる。性的虐待の可能性を示唆する性的な遊びは、いくつかの点で正常な発達の経過で見られる性的遊びとは異なる。一つは年齢差の問題で、虐待を示唆する遊びはある程度の年齢差がある子どもの間で行なわれることが多い。また、正常な性的遊びの場合には、相互の関係として行なわれる(お互いの性器をのぞきこするなど)のに対して、虐待を示唆する遊びは一方的で強制的に行なわれることが多く、ときには暴力による脅しやお菓子やおもちゃなどの報酬をとまなう場合がある。また、正常な遊びでは両性間の性器の違いや排泄行為の違いに興味が集まるのに対して、虐待を経験した子どもは自分が受けた性的な被害を遊びで再現する傾向があるために性的な行為がテーマになりやすいことも、大きく異なる点である。また、成人型の性的行為に特異的であると思われる特徴(例えば、「アンアンって言うの」と子どもが言ったり、性交のポジションをとらせたクマのぬいぐるみの腰を振らせるなど)が子どもの遊びに現れた場合には、成人間の性交の場面やアダルトビデオなどの過剰で不適切な性的刺激にさらされている可能性を示唆する。
- ・ **性的逸脱行為：** 思春期以降の子どもに性的逸脱行為が見られるような場合、それが性的被害体験に由来しているということが少なくない。子どもたちは、それまでに自分が性的な被害を受けていることを周囲に伝えることができず(と言うよりもむしろ、子どもはさまざまなサイ

ンを送っていたが、それを大人が受け止めそこねたという場合のほうが多いようである)、結果的に性的逸脱行為にいたることが多い。性的逸脱行為が生じるメカニズムとしては、性的被害体験の再現傾向、愛情欲求不満の補償、「復讐のファンタジー」などが考えられる。

## II. 施設や里親家庭で生活する子どもに見られる性的関心

施設で生活する子どもは、一般家庭で生活する子どもに比べて、性的な事柄に関する関心が高く、性的な言動を生じやすい傾向があります。その背景には、家庭内での性的被害体験があることはもちろんですが、それ以外にも以下のようないくつかの要因が考えられます。

- ・ その施設や里親にやってくる以前の生活が不安定で、一般家庭の子どもに比べ、親などの性行為を目撃していることが多い。
- ・ 多くの子どもが愛情欲求不満を抱えており、性的な事柄に愛情欲求の補償を求める傾向がある。
- ・ 自分の出生を肯定的に捉えることが困難<sup>10</sup>であるため、自分の「生」を生じるに至った「性」にこだわりが生じる。「性」に関する問題や葛藤を抱えた子どもが多い施設や里親での生活で、不適切な性的刺激を受ける危険性が高くなる。

## III. 対応

施設や里親の対応として大事なことは、性的虐待を受けた子どもの特徴として理解し、それに振り回されないことです。また、家庭内で解決しようとせず、児童相談所に

相談し、そのうえで対応を考えていくこと  
になります。年長児であれば、施設や里親  
の家でこんなことをされたと周囲にいうこ  
ともあります。家庭での養育の状況を定期  
的に児童相談所に報告しておくことがたい  
せつです。

なお、現在、里親への研修はまったく不  
十分です。また、外国では里親を子どもと  
その家庭への支援のパートナーとみなして  
いるのに、わが国の児童相談所では対等の

パートナーとはみていず、児童相談所の指  
導に従えばそれでよい、という態度のよう  
です（児童相談所によってちがうかもしれ  
ませんが）。したがって、子どもや家庭に関  
する情報も十分には提供してくれないこと  
が多いように思います。

外国の文献では、里親家庭において性的虐  
待がおこることが指摘されています。その場  
合、里親ではなく、里親の親族が加害するこ  
とが多いようです。

## 児童委員（民生委員）、主任児童委員、青少年補導員など についての性的虐待の発見

庄司 順一

児童委員（民生委員が兼ねている）および主任児童委員は地域の状況、家庭の状況をよく把握できる立場にあり、虐待の発見に重要な役割をはたします。性的虐待はおこりうるものであること、孤立した家庭に多いことに留意してほしいと思います。

子どもが性的虐待を受けていることを告白することはまれです。子どもが告白するのは十分な信頼関係をもったおとなに限られます。「助けてほしい」というサインを非行や不良行為として表している子どもに、お説教や頭ごなしの指導では、かえって心を閉ざしてしまうことになってしまいます。非行や不良行為の意味、背景をまず考えてほしいのです。性的虐待を疑わせるサインとしては、家出、盛り場徘徊、急激な生活の乱れ、理由のはっきりしない欠席、遅刻、早退、急激な成績の低下、異性との性

的な関係などがあります。性的虐待は、その結果として、自暴自棄的な生活態度、自己評価の低下、強い罪責感、自傷行為などをもたらします。不特定の男性とのその場限りの性行為を行ったりもします。また、妊娠したり、性行為感染症にかかったりすることもあります。他方、性行為を拒否することもあります。このように心身に深刻な影響をもたらすのです。

性的虐待が疑われる子どもがいたら、すみやかに上部団体で協議し、対応を考えます。虐待の可能性が高いと判断されたら、児童相談所に通告します。

青少年補導員も、地域の盛り場や繁華街を巡回するとき、上述のことをよくふまえてほしいと思います。非行の背景にはしばしば虐待がひそんでいるのです。

## 付録：CSA の行動評価法について

北山 秋雄

CSA の行動評価法は 1980 年代後半から、CSA と non-CSA の鑑別や初期アセスメントなどのために開発されました。CSA の行動評価法には Louisville Behavior Checklist(LBCL; Chantler, Pelco & Mertin,1993)や Achenbach Child Abuse Checklist(CBCL;Einbender & Friedrich,1989), Child Sexual Behavior Inventory(CSBI;Friedrich,1990), Sexual Abuse Symptom Checklist(SASC;Kolko,Moser & Weldy,1988), Trauma Symptom checklist for Children(TSC-C;Briere,1989,1996)等があります。特に、CSBI は子どもの発達年齢に相応しい性行動のタイプと頻度について、research based に開発された評価法で、CSA を CSA 以外の子どもの虐待による影響と区別したり、子どもの虐待以外の影響と区別する有用な評価法とされています(sensitivity(0.70-0.92) and specificity(not satisfactory))。この

チェックリストは、2-12 歳の子どもが対象ですが、記入者は主な養育者であることから、CSA に対する養育者の過少視/過大視等のバイアスによって影響されることが課題とされています。但し、改訂版(version 3.0)では、その対策も講じられているといわれています。

### 文 献

William N. Friedrich(1998).Child Sexual Abuse Inventory:Normative,Psychiatric and Sexual Abuse Comparisons.Presented at ISPCAN Conference,Auckland,New Zealand.

以下に CSBI-R の試訳を掲載します。なお、翻訳に関しては、開発者のひとりである William N. Friedrich 教授(米国 Mayo Clinic)の許可を得ています。

### CSBI-R

最近または過去 6 ヶ月以内に、次のようなことをあなたの子どもが何回行いましたか、その番号に○をつけて下さい。

0 → 全くなかった、1 → 月に1回未満、2 →月に1~3回、  
3 → 週に少なくとも1回以上

1. 0 1 2 3 異性の洋服を着る
2. 0 1 2 3 ひとの非常に近くに立つ
3. 0 1 2 3 異性になりたいという
4. 0 1 2 3 公衆の場で性的部位(sex parts)を触る
5. 0 1 2 3 手で自慰をする
6. 0 1 2 3 ひとをかくとき、性的部位を描く
7. 0 1 2 3 母親やよその女性の胸を触ろうとする
8. 0 1 2 3 おもちゃや物(毛布、まくら、プラスチック製品)で自慰をする
9. 0 1 2 3 よその子どもの性的部位を触る

10. 0 1 2 3 よその子どもや大人と性交しようとする
11. 0 1 2 3 よその子ども/大人の性的部位に口をつける
12. 0 1 2 3 家で自分の性的部位に触る
13. 0 1 2 3 大人の性的部位に触る
14. 0 1 2 3 動物の性的部位に触る
15. 0 1 2 3 性的こえ(ため息、うめき、深い息)をだす
16. 0 1 2 3 他人に自分と性的行為をするようにたのむ
17. 0 1 2 3 ひとや家具に身体をすりつける
18. 0 1 2 3 性器や肛門に物を入れる
19. 0 1 2 3 全裸のひとや裸のひとを見ようとする
20. 0 1 2 3 人形やおもちゃの動物がセックスしているようにする
21. 0 1 2 3 大人に自分の性的部位を見せる
22. 0 1 2 3 全裸のひとや一部だけ衣服を身につけているひとの写真を見ようとする
23. 0 1 2 3 性的行為の話をする
24. 0 1 2 3 よく知らない大人とキスをする
25. 0 1 2 3 大人がキスをしたり抱き合うとビックリする
26. 0 1 2 3 よく知らないおとこと過度に親しくなる
27. 0 1 2 3 よく知らないよその子どもとキスをする
28. 0 1 2 3 いちゃついた(flirtatiously)話し方をする
29. 0 1 2 3 いやがっているのに、よその子どもの衣服を脱がす(パンツをおろす、シャツを脱がす等)
30. 0 1 2 3 全裸やセックスのTVや映画を見たがる
31. 0 1 2 3 キスの時、自分の舌を相手の口に入れる
32. 0 1 2 3 あまりよく知らない大人と抱き合う
33. 0 1 2 3 子どもに自分の性的部位を見せる
34. 0 1 2 3 よその大人の衣服を脱がそうとする(ズボンをおろす、シャツを脱がす等)
35. 0 1 2 3 異性に大変興味を示す
36. 0 1 2 3 母親やよその女性の胸に口をつける
37. 0 1 2 3 同年齢のよその子どもより多くセックスについて知っている
38. 0 1 2 3 その他の性的振舞い(以下に記述して下さい)

A. \_\_\_\_\_

B. \_\_\_\_\_

翻訳 北山秋雄

参考資料

性的虐待被害児と非虐待児間の CSBI-R の得点比較

	性的虐待被害児(N=191)	非虐待児(N=270)
<b>男 児</b>		
2-6	15.3 (12.6)	3.1 (3.4)
7-12	11.9 (11.2)	1.8(2.1)
<b>女 児</b>		
2-6	14.1(12.5)	2.5(2.9)
7-12	7.3 (8.1)	1.6(2.4)

\* ( )内は標準偏差

平成12年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
『被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究』（H10-子ども-029）  
（主任研究者：庄司順一青山学院大学教授）

## 分担研究報告書

柏女 靈峰（淑徳大学社会学部教授）

### 児童相談所における被虐待児童処遇の あり方に関する研究（Ⅲ）

分担研究者	淑徳大学	柏女 靈峰
協力研究者	聖学院大学	中谷 茂一
同	淑徳大学	小木曾 宏
同	子どもの領域研究所	尾木 まり
同	流通経済大学	村田 典子
同	日本子ども家庭総合研究所	才村 純
同	明治学院大学	松原 康雄

#### 【研究要旨】

本研究では、平成10年度に全国児童相談所を対象とする被虐待児童処遇に関する実態調査（所票調査：厚生省（現厚生労働省）と共同実施。）及び平成9年度に一時保護を実施した全事例を対象とする事例調査（個票調査）を実施し、さらに、同11年度に被虐待児童処遇困難事例20事例に対する児童相談所の関わりに関する質問紙及びヒアリング調査を実施した。平成12年度は、11年度調査の詳細な分析を行うとともに、研究班において総合的考察を行った。

これらの調査の結果、いずれの調査からも、児童相談所及び個々の職員が、多くの困難と時間的・心理的負担を背負いつつ、児童虐待事例に対して援助を行っている実情を多面的に浮かび上がらせることができた。特に、虐待を認めず援助を拒否する保護者への対応をめぐる負担、チーム・アプローチや機関連携を図るための負担が大きく、また、これらの困難や負担を軽減するための制度面、運用面の両方にわたる改善事項も把握できた。

これらの結果を踏まえ、最終報告においては、これらの3調査研究全体を総括し、(1)対応の実態と課題、(2)機関連携の実態と課題、(3)体制上の課題と克服に向けて、(4)相談援助の課題とその克服に向けて、(5)研修とスーパービジョン体制の充実に向けて、(6)ネットワーク形成上の課題とその克服に向けて、(7)新たな児童家庭相談体制の再構築に向けて、の7点について考察を行った。

その結果、児童虐待への効果的な対応を進めるためには、児童相談所機能の見直し、児童家庭福祉サービス供給体制及び児童家庭相談体制といった体制上の再構築、並びに方法論の確立が不可欠であり、児童虐待防止法の3年後の見直しを視野に入れつつ、児童家庭福祉サービスシステム全体にわたる検討が必要であると指摘した。

## I 調査研究報告

### 児童相談所における処遇 困難被虐待事例に関する 質問紙及びヒアリング調 査

#### A. 研究目的

平成11年度の報告書では、対応に苦慮した被虐待事例について事例研究を行い、児童相談所内の体制、関係機関とのネットワーク、担当福祉司の職務状況についてヒアリングを実施し、そこで得られた情報に基づいて、虐待事例の概要と各事例における連携状況や処遇上職員が感じている点について分析し、現状と今後の課題を考察した。

今年度は、昨年度に行った「時系列関わり記入票」の集計データを分析し、事例の数量的把握を試みることと、調査票への自由記述とヒアリングを通して得られた情報を児童相談所職員の負担感、制度上の課題、効果的な関わり技法、引き取り要求への対応手法について再分析を行い、その実態と課題点を明らかにすることを目的とした。

#### B. 研究方法

今年度の分析の基となる調査の概要と研究方法は次の通りである。調査時期は1999年9月～2000年2月。質問紙調査は郵送法で行い、回収後ヒアリング調査を実施した。全国の児童相談所のうち、都道府県、中央とそれ以外、専門職採用、政令指定都市のバランスを勘案し、20か所を対象として選定し、平成10年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護し、次の4つの条件を原則としてすべて満たす事例を各所1事例選定してもらい質問紙調査とヒアリング調査を行った。

条件は、①併設の保護所で一時保護を行った後、施設入所措置・里親委託に至った事例。②保護者が児童相談所の援助に対して強い拒否感を示し、援助する上で大変困難であった事例。③事例検討会や連携した対応を頻繁に行った事例。④児童の年齢（当時）は、小学校入学以前の幼児であった事例。回収率は100%であった。

結果として回答された事例は、当該年度に4つの条件がすべてそろった事例がなかった相談所も

あり、児童の年齢に幅が出てしまったが、一方、多様な状況の事例が回収できたともいえる。

調査票は、事例の概要、関わりの時系列記述、事例の総括の3つに大きく分かれ、事例の総括の主な内容は、関係機関とのネットワーク、保護者への対応、所内の体制、担当者の負担感、虐待事例対応における制度的課題とした。

##### B-1. 「時系列関わり記入票」に基づく事例の 数量的把握

関わりの時系列記述について、①関わった職種、②関わった対象、③関わりの場所、④関わりの方法、⑤関わりの内容の5つの事項ごとにあらかじめカテゴリー化した選択肢にもとづいて数字で記入してもらい、その度数と割合を数量的に把握する方法をとった。（「調査票② 時系列関わり記入票 記入分類番号一覧表」及び「記入例」参照）これはケース記録の科学的分析手法の試みとして行ったものである。

##### B-2. 調査票自由記述及びヒアリングによる 被虐待児童処遇の状況と課題

各事例の自由記述及びヒアリングを項目ごとにまとめたうえで、そこで明らかになった内容について、共通の課題を考察した。項目は次の通りである（「調査票① 事例の概要」および「調査票③ 事例総括評価票」は前年度報告を参照。）。

1. 物理的・制度的負担
  - (1) 児童相談所と他機関との連携
  - (2) 児童相談所の制度的課題
  - (3) 児童相談所と保護者との関係
2. 心理的負担
  - (1) 他機関連携の負担
  - (2) 保護者との関係
  - (3) 職務上の負担感
3. 制度・システム上の課題
4. 効果的な関わり技法
  - (1) 保護者に対して
  - (2) 関係機関の連携と活用
5. 引き取り要求のある事例への対応の手法

#### C. 研究結果と考察

##### C-1. 「時系列関わり記入票」に基づく事例の 数量的把握について

各事例における児童相談所と関係機関の関わりについて、児童票などの記録を、「調査票② 時系列関わり記入票 記入分類番号一覧表」によるあらかじめカテゴリー化した選択肢にもとづいて数字で記入してもらいその度数と割合を集計したのが表1～表6である。調査対象事例に対し、①相談・通告時点から、最後・直近の一時保護開始時点まで（第1ステージ）、②最後・直近の一時保護開始後から施設・里親措置時点まで（第2ステージ）と2つに大きく分けた上で記入をもらった。なお、表1の期間（日数）は、トータルは第1ステージの開始日（通告時点）から第2ステージの最終日（終結）までの日数である。

## 1. 時系列関わりの数量的分析から読み取ることのできる全体的傾向と特徴

表1～表6の結果に基づき、表7「時系列関わり記入票」データによる各事例の特徴をまとめた。

まず、関わった職種では、全体的に児童福祉司の関わりが多かった。第1ステージでは児童福祉司が関わっており、心理判定員の関わりは少なかった。多くの事例において心理判定員は第2ステージから出てくるのが明確に読みとれた。また、第1ステージから心理判定員が関わっている場合も、第2ステージで心理判定員の関わりはさらに増える傾向にあった。

本研究の事例からは、処遇困難な被虐待事例においても多職種が関わっていることは少ないことが明らかになった。第1ステージは特に児童福祉司と限られた他の職種が関わっているか、児童福祉司のみで対応していることが多かった。第2ステージになると、他職種の関わりについては事例ごとの個別性が高くなった。医療機関と連携している事例の場合、児童相談所の医師が間に立って機関連携の媒介者になっているような場合もみられた。

一方、第1ステージに管理職も含まれているものがあるが、これは初期に所内検討会議がもたれているところであった。所内検討会議は少したってからほとんどの事例で実施しているが、相当時間がたってから行っているところもあった。

関わった対象では、他機関連携における重要な

機関として医療機関の頻度が多くみられた事例がいくつかあった。

場所については、相手機関に出かけている事例の場合、相手先機関での会議が多くなる傾向にあった。方法は、文書によるものは全体的に少なく、1割あるところでも多い方であった。文書による調整が必要だった事例は、他機関との連携がうまくいかず、文書による協力の要請が必要であり、手数がかかった事例であった。

関わりの内容については、全体的に所内面接と電話が多いことが数量的にも明らかになった。電話は、他機関との連絡・調整ばかりでなく、親の説得や説明のためにかけていることから親との調整の必要性が高い事例では多くなる傾向にあった。

上記のような全体的な傾向や事例の特徴がみられたものの、本研究の対象が20事例であったことから個別性が高く、類型化をすることは難しかった。サンプル数を増やせばある程度の類型化の可能性もあると思われる。

## 2. 事例研究法としての課題

本研究における「時系列関わり記入票」に基づく事例の数量的把握は、児童票の記録内容をあらかじめ用意した事項とカテゴリーに基づき転記を行う手法が、事例研究の科学性を高めることに妥当性があるか検証する試行的調査でもあった。この点については以下に述べるメリットとデメリット及び今後の課題を明らかにできた。

まず、ヒアリングで得られた情報と集計データの情報の整合性を評価したところ、事例の特徴の数量的反映には妥当性がみられた。事例の個票だけを見ても、例えばどの職種がどの程度の割合で関わっていたかは文字の羅列では把握できないが、数量的に集計すると特徴が出てくる点はメリットといえる。事例のなかから普遍的なパターンを取りだし一般化することについては、種類や頻度について客観的にみることができる。

また、カテゴリーごとに事例内の出現率を出して比較をすることができる。記入は自計式のため、ある程度は誤差が出ていると考えられるが、児童票の記録を研修や研究の素材として入手して検討することができるというメリットがある。

しかし、援助パターンは、対象と内容をわけて

集計しているのでリンクさせて分析するのは難しいと考えられる。また、具体的な援助技法については数量化することは困難で、この点の把握はヒアリングを並行して行うことが必要となる。

今後の課題としては、カテゴリーを再検討し、その定義を記入者に共有できるよう説明を行うことが挙げられる。ヒアリングの内容を参照したところ、記入票に書きこまれていない内容もあることがわかった。例えば、児童福祉司ともう一人職員がおり、スーパーバイザーということであったが、シートには記入されていない。また、関わった関係機関のカテゴリーに、「他の児童相談所」の追加、児童福祉司が二人関わっている場合もあり、人数の記入欄の追加が課題点として認められた。また、どの程度をもって「関わった」とするかについては記入者によって認識に差があることもうかがわれた。カテゴリーごとの「関わり」の定義と認識の共通化が図られるような調査設計が重要である。

数量的調査は、記入の煩雑さとデータの精度が一般的に比例する性格をもっており、カテゴリーの数や内容の精査が今後の課題であるが、様々な専門職や機関による連携や共同研修の必要性が高まっている現代において、援助方法の共有化や検討には、文字による事例の把握・分析と並行して、処遇の数量化による客観性のある事例研究法を開発・使用する必要があると考えられる。

## C-2. 児童相談所における職員の負担要因等について

各事例の調査票に記述された事項及びヒアリングにより聴取した事項について以下の類型化によりまとめたが、その結果、次のような意見が挙げられた。

### 1. 物理的・制度的負担

#### (1) 児童相談所と他機関との連携

##### <医療機関・病院>

・病院が当初非協力的で、連携をとるまで時間的・心理的負担が大きかった。病院としては心理が母親に対してセラピーを行っている。ネグレクトを受けているので環境を変えることは好ましくないという理由で、児童相談所の一時保護したいと

いう話に全く乗ってこない。協力してくれないし、シャットアウトされたような感じを受けた。

児童福祉司個人が依頼しても相手にされず、最終的に児童相談所側の医師が仲介するかたちで、病院を説得した。一時保護について病院でのセラピー治療を実施しているために、病院の理解がなかなか得られず、その調整に時間を要した。

・児童に関わる2ヶ所の病院の事例に関する方針が一致しておらず、結局、一方が民間ネットワークに相談、一方が児童相談所に通告するかたちで、早期の一時保護に結びつかなかった。そのため調整が必要であった。

・2ヶ所の病院で見解が異なったため、双方の病院の見解を一致させるために時間を要した。

##### <保育所>

・虐待が疑われたが、児童の通っていた保育所から情報がなかなか得られなかった。これは保育所側に、情報を外に出したくないという力が働いていたと感じる。

##### <児童相談所間（ケース移管）>

・本ケースは、ケース移管で当市児童相談所との関わりが始まった。そこで、前児童相談所との円滑な引継ぎができなかった。

##### <学校・民生児童委員>

・学校から養父、実母の暴力的扱いについて児童相談所に相談があったが、本児が虐待の事実を認めず、また、学校側からも緊急保護の必要はないとの説明があったので、学校を中心に主任児童委員の協力を得ながら見守りを続けていくということになった。そして、本児との接触もとりあえず学校に一任し、必要があればいつでも児童相談所が相談にのるという形をとった。

その後、近隣住民から虐待ではないかと通告があり、本児も以前より痩せてしまっていることから、児童相談所はその他の関係機関とも連絡調整を行い、一時保護のタイミングを計ったが、ここでも学校が「本人との関係を大切にしたい」という要望があり、児童相談所と本児が面接するまでかなりの時間がかかった。

・事例検討会の開催にあたって、記録の整理をするのに時間をとられた。

・学校の通告に関する意思統一に時間がかかった。

・学校から家庭児童相談室に相談があったが、学校として通告するかしないか、誰が通告者になる

かなどで意思統一に時間がかかった。

- ・学校・民生児童委員との連絡に時間がかかった。

- ・学校・民生児童委員の協力が得られたが、連絡調整に相当の時間が必要だった。

#### <警察>

- ・警察等の協力が、こちらの期待した援助ではなかった。

- ・警察の刑事事件としての扱いについて児童相談所が十分理解しておらず、連携をとっていく上で支障を来すことがあった。

- ・虐待事件であったため、警察に対する児童相談所の期待も強く、一方で母親とのやりとりの板ばさみになり、対機関連携の難しさを感じた。

#### <国際機関等>

- ・本ケースは身体的虐待事例と捉えられないが、母親が強制送還されたことにより、児童が本来受けるべき養育を与えられなかった事例である。つまり、「置き去り」、「ネグレクト」の事例である。もう一つ特徴的な点は、不法滞在の外国人が、日本人との間にもうけた児童が「無国籍児童」として、基本的人権の保障されない典型的事例である。したがって、本児の処遇に関しては実母の引き取りが望ましいが、母国の引き取りの状況把握、母親の意思確認、引き取りの費用負担等、児童相談所としては直接交渉できず、国際社会事業団を通して行わなければならなかった。対応方法として、児童福祉審議会処遇部会で検討するが、弁護士がいなかったため直接的に効果が期待できなかった。

- ・関係機関との調整に時間をとられた。国際社会事業団や大使館等に事例についての説明を行い、理解をしてもらうため主張することが多かった。

- ・手続的にも書類で提出することを求められ、対外国機関とのやりとりの方法には不慣れであり、時間を要した。処遇部会に提出する書類作成にも時間を要した。

#### <福祉事務所・市役所等>

- ・児童相談所が父の言いなりになっているという強い不信が、市担当者からぶつけられた。母子生活支援施設入所等市が直接父と対応する事態になって、ようやく市の理解が得られるようになった。

- ・本事例の場合、保護者が役場や保育所に本児の施設入所を知られることに強い抵抗感があったた

め、保険証、住民票の移動、親戚との連絡、引き取り時期（小学校入学時には引き取る。）等に配慮が必要であった。また、関係機関とのネットワークを作ることができなかった。

- ・一時、母子を中国地方の母子生活支援施設に広域措置することで話が進んだが、市の財政負担が大き過ぎるとのことで中止となった。市の財政状況も機関連携に大きな影響を与える。

#### <その他>

- ・事例の実情について、関係機関の共通理解を得ることが難しかった。

- ・親の拒否にあうと、関係機関との連携もとれない。

- ・通告時点で17歳だった児童が一時保護時点で18歳になっており、本児のみ婦人相談所に一時保護した。しかし、婦人相談所より逆に、児童相談所へ一時保護委託となり、きょうだい一緒に一時保護できるようになった。本事例では、虐待の事実や児童の問題行動、親の態度等について、「無断外出は児童相談所や一時保護所の処遇に問題があるのだ」「親への指導があまり」「児童相談所は児童の言いなりになっている」等の批判がある。関係機関の認識や評価のズレ、対応方針等に齟齬があり、一体となった連携が困難である。

## (2) 児童相談所の制度的課題

### <人的課題>

- ・このケースに掛かりきりとならざるを得なかったため、他の担当事例の援助に多大の影響が出た。

- ・施設措置後2ヶ月に一度、児童相談所職員が施設に出向き、児童のカウンセリングを行っているが、施設が遠距離であり、児童相談所も多忙を極めていることから十分なケアができない。

- ・休日、夜間でも緊急の場合は勤務せざるを得ず、しかも小規模児童相談所では交代もできず、家でゆっくり酒も飲んでいられない。本事例の場合も、母が仕事を休みたくなかったため、面接が休日、夜間とならざるを得なかった。

- ・関係者会議の開催に当たっては、他の所員も電話連絡等を行ってくれた。全部児童相談所がセットしなければならず、一人ではとても対応できなかった。

### <機構・体制的課題>

- ・本ケースでは親権喪失宣告請求を行い、認めら

れた。そして、児童相談所長が後見人となったが、児童相談所としては親子関係を断絶してしまったことに対する懸念と、公人である所長が個人として後見人となることへの制度的矛盾を感じる。親権を全面的に奪ってしまう現行制度を改め、家裁が親権を一時停止し、その後の親の状況によっていつでも親権停止が解除されるシステムとするなど、弾力的な親権制限制度とすべきである。

- ・不便な地域で週3回は出張があり、予定を立てて訪問等の活動を行っているので、緊急対応により通常ケースが後回しになってしまう。

- ・夜、休日の自宅への電話や訪問など負担が大きかった。アパートの大家から夜間に頻繁に電話が自宅にあり、子どもの生命が心配で、その度に対応せざるを得なかった。

- ・妹らへの父母の面会時、児童相談所が立ち会うこととなっており、結果として休日出勤が多くなっている。

#### <専門性に関わる課題>

- ・担当者の判断と組織の長との判断が異なった場合、専門職として、また、組織の一員としてどういう行動をとるべきか。

- ・虐待専従班を作ってほしいとも言ったが、自分が担当するのは遠慮したい。

- ・担当者が女性の児童福祉司であったため、家庭訪問の際に指導課長が同行する必要があり、日程調整が非常に大変だった。

### (3) 児童相談所と保護者との関係

#### <直接的及び近隣対応>

- ・施設に父が押しかけ、施設では夜勤を増員させての対応をとらざるを得なかった。このことが施設の児童相談所に対する不信を生み、児童相談所が措置決定を行っても施設が受けないという事態が続いた。結果的に、父の面会時には児童相談所が立ち会う等の条件、約束を書面で交わし、ようやく措置されることとなった。

- ・両親が当職に対して威圧的な態度で、いつ押しかけてくるか分からず、全職員が対応する状況もあった。

- ・登校禁止等ネグレクト状態で、表面的に深刻でないと判断できても、その家族の周辺住民が児童相談所に虐待として通告してくる。経過観察するより児童をすぐに引き上げ、施設入所措置を早期

にとらざるを得なくなる。

#### <虐待認識>

- ・虐待を事実としてなかなか認めようとしなない事例が多く認められる。この事例も父親の否認によって介入がなかなか困難であった。

- ・虐待をしつけと言いつける保護者の説得に時間がかかった。

- ・養父は身体的虐待もしつけの一環であるとの考えから、本児や子どもへの対応を改めようとせず、「それがなぜ悪い」と虐待の認識がないため、施設入所についても同意を得ることが困難であった。子どもは引き取りを拒否し保護を求めているものの、親自身が納得できず、その説得に時間を要した。

- ・虐待であることを自覚しておらず、説明しても全く納得してもらえず、面接・電話連絡を重ね、時間的・心理的負担が多であった。

- ・実母に虚言癖があり、実母の言い分を聞くのに時間を要した。

- ・母親は感情の起伏が激しく、事の重大性を自覚できておらず、反省も感じられない。したがって、担当者が事の重大性を母親に認識してもらうことに、時間を要した。

- ・父親の虐待事実に対する否認態度を変えるため担当者はかなりの時間を要した。

- ・保護者は虐待をしていることの自覚が全くなく、それを説明しても改善の余地がみられなかった。何度も面接と電話連絡を行い相当の時間を費やし、心理的にも負担を感じた。

- ・実父は引き取りを希望したが、継母は施設入所を希望。両親とも本児の矯正のため施設入所させたにとらえており、虐待から保護という認識がない。

- ・母親は同棲をしていた男性の娘（1歳10ヶ月）を虐待し、その結果、重体に至るといふ、ショッキングな事件。しかし、母親に「虐待」に対する認識がない。そのため、母親に対して虐待の認識をもってもらうため、母親逮捕で、本児と弟の緊急一時保護。母親の適格性とその後の養育に大きな困難があると考えられた。

#### <処遇・援助の理解>

- ・母方実家が引き取りを承諾したが、あくまで体面を考えてのこと。実際、引き取ることで、周囲からの眼が今以上に冷たいものと判断し、土壇場で拒否したため、再度、実家への引き取り要請に

時間を労した。

・ケース移管後、母親との関係づくりが重要なポイントであった。両親が、前児童相談所へ電話を入れて当職の対応についての中傷をしていた。親に振り回される状況があった。

・父親は母子生活支援施設出身者であり、児童相談所等の公的機関への抵抗感、拒否感もあったと考えられる。

・父は金に困っており、長男の養育中に支給される特別児童扶養手当に拘っていた。特別児童扶養手当は貴重な生活費となっており、長男の施設入所により支給停止となるため措置を拒み、また、強制引き取りを繰り返していたところがある。知的障害児施設に短期入所中も、自己負担分の支払いを免除せざるを得なかった。

## 2. 心理的負担

### (1) 他機関連携の負担

#### <学校>

・学校が本児見守りの重要な役目を担ったため、担任が本児とのやりとりに不安を持ち「子どもが死んでしまったらどうしよう」などと必要以上に大きな責任を感じて神経質になってしまっ、担当者に一から十まで聞いてきたため、記録に残していないやりとりが多く大変だった。

#### <保育所>

・保育所が最初に児童相談所の援助を肯定的なものと理解せず、その後の修正に苦労した。

#### <児童福祉施設>

・児童養護施設及び施設のスーパーバイザーとの状況認識と処遇方針の違いが心理的負担になった。

・児童養護施設が母親の引き取り要求に対して慎重な姿勢をとり、施設側に大学教授によるスーパーバイズがあった。そのため、その折衝内容を親に理解してもらうのに時間を要し、児童福祉司にとってプレッシャーであった。詳細は以下の通りである。

母親の以前の様子を知る人は母親に対して批判的。母親に対する考え方が違う（施設関係者）。施設のスーパーバイザーは理論をふりかざす。担当者は、母親は安定してきていると感じているが、施設側は認めない。精神科医の診断も受けて、母親が十分に安定していることを確認済みだ

が、まわり（施設・スーパーバイザー）が納得しない。母親とは良好な信頼関係が築かれている。

#### <病院>

・病院は、虐待対応に関する独自のマニュアルを有するなど虐待ケースの対応に関し経験豊富であるため、本児の処遇について強い意見を提示してきた。児童相談所としては、もう少し本児の入院期間を延長し、今後の方針について柔軟に検討したいと考えていたが、病院側が乳児院措置か退院かの二者択一を迫ってきたため、それ以外の選択肢があるかどうか再調査をするだけの時間がとれなかった。また、施設入所に際して親の同意を得るなどの様々な手続きに時間がかかることについて病院側から理解が得られなかった。

・病院側に、虐待＝児童相談所という認識があり、保護者へのアプローチや退院後のフォロー等についての積極的な協力体制がなかった。

#### <警察>

・当然、警察が刑事事件として立件してくれると思ったが、事件が不起訴処分になったことで、その後の母親との関わりに神経をつかった。

#### <民生児童委員>

・民生児童委員から「子どもが帰りたくないと言っているのですぐに対応してくれないか」という要望が強く出されたが、すぐに応えられず心理的に負担であった。

### (2) 保護者との関係

#### <直接的対応>

・継父からの「一体いつまで待てば子どもを返してくれるのか」と繰り返し言われ心理的負担を感じた。

・父親に担当児童福祉司の自宅電話番号が知られないか心配した。家族に迷惑はかけられない。以前、本事例を担当していた児童福祉司は自宅電話番号を知られてしまい、自宅に電話が頻繁にかかってきて、被害を受けたことがあったため。

・福祉司が対応を継続している中で、それとは全く関係なく親族（伯父・伯母）が独自に保護者に電話などをし、子どものことで争ってしまい、その関係調整にあたって心理的な負担が大きかった。

・一時保護を児童相談所が決定したことにより、親の攻撃が児童相談所に向き、児童相談所と保護者の援助関係がとれなくなった。

・面接を行ったり、家族に連絡をとる際に、実父と実母の夫婦関係に配慮しなければならず、神経を使った（例えば、児童福祉司が家庭訪問に来たことがわかると、実父が暴力を振るい暴れるので、突然立ち寄ったという形で、実母と児童福祉司が芝居をするなど）。

・一時保護はできたが、親たちが知人から責められ引き取りを求めてきたりする。父親の優柔不断な面に振り回された。

・母親の児童福祉司に対する感情の転移がみられ、心理的に負担を感じた。在宅指導の過程で電話を頻繁にかけてくるなど、母親の福祉司に対する感情の転移がみられ、心理的に負担を感じた。

・一時保護後の引き取り要求に心理的負担を感じた。

・両親の執拗な引き取り要求に、精神的にも負担がかかっていた。

・引き取り要求への説得に、はじめは担当福祉司一人が行い心理的負担を感じた。

・保護者が一時保護の不当性を訴えたため、説得に苦慮した。

・複数体制で対応したが、やむを得ずひとりで訪問することもあり、父親の対応に恐ろしさを感じた。

・前任者は父親に殴られており、また、面接中、灰皿を投げられたこともあり、父が激昂することが怖かった。

#### <援助・調整の苦慮>

・保護者が児童相談所や保育所等との関わりをもつことを拒否すると、保護者との信頼関係を大切にするか、それとも児童の保護を優先すべきか難しい判断になる。

・心理職（スーパーバイザー）としては、父親の病理を何とかしなければとの思いもあったが、なにもできなかったという徒労感があった。

・実母と本人の主張に乖離が著しく、調整をするのが大変だった。

・母親は事件に対して「過ぎたことだから」といった感じで、深刻に事態を感じていない。

・刑事事件として立件できなかったことで、児童相談所だけで母親と関わったことが精神的に負担であった。

・父方が暴力団関係者であったため、実父母の情報の信憑性を疑わざるを得ないこと。

#### (3) 職務上の負担感

・生命に関わる事例もあり、また、介入が困難であり感謝もされないため、大きなエネルギーがいる。できればやりたくない。

・生命に関わる事例を抱える負担感は大きい。

・家にいても心配になるし、夜中に起きることもある。

・ある程度のところで割り切らないとやってられない仕事。

・児童相談所の決定に児童福祉司の判断が大きな役割を果たしているため、他の仕事と調査等の重みが違う。

・最近、非行と虐待が多く、5年たったので異動希望も出している。

・施設入所承諾、取り下げ、入所、引取りの繰り返しによる徒労感が大きかった。努力してよい方向に行きかけたのが水泡に帰し、そのことが疲労感を増した。

・スーパーバイザーや家族（夫）のサポートやアドバイス、所内一丸となった協力体制が救いだったが、仕事をやめようかと思ったことも何度かある。

・家に帰って、気持ちの切り換えができないのがしんどい。前の仕事は帰宅後、気持ちの切り換えができたが、現在は時間的にも心理的にも余裕がない状態。ケース記録も自宅でまとめる、ということにならざるを得ない。

・（自分が福祉専門職ではないので）やはり、この仕事は専門職の仕事だと思う。

・比較的、「若手」の職員ばかりで、転勤が頻繁であることから、「ベテラン」職員のスーパービジョンが得られないため、孤立感がある。

・外国機関との対外的な交渉でもあることから、ニュアンスの相違があり、かなり神経を使った。

・児童相談所内部で進捗状況について意見を求められる。しかし、「担当者任せ」といったところもあり、個人の判断の限界を感じた。

・「上」と「現場」の感覚の違いを感じている。「上」は対外的な「体面」を気にしすぎると感じてしまう。

#### 3. 制度・システム上の課題

##### <財政的課題>

・長男を施設に委託一時保護したかったが、委託

一時保護の場合、施設に対して1日1,540円しか支給されないため、施設が拒否した。そのため短期入所としたが、その場合は保護者に利用料負担が生じるため、今度は父が拒否した。強制引取りの場合に委託一時保護に切り替える方策の徹底を図るためには、委託一時保護の補助単価を大幅に改善する必要がある。

・ネットワーク・ミーティングに医師や弁護士に参加してもらいたいが、旅費や謝金が支払えない。今回は医師の協力が得られたが、対応を考えるべきである。

・特別児童扶養手当等の経済的援助が、親の施設入所承諾をためらわせる場合があることに留意すべきである。

<措置後の児童へのフォローアップの体制について>

・措置後のフォローアップは児童相談所だけでは限界があるので、児童家庭支援センターを積極的に整備し、入所のケア業務について児童家庭支援センターに委託することも検討しておく必要がある。

・被虐待児童が10名以上入所している児童養護施設に心理職を配置する事業を開始したが、同事業の一層の充実を図るとともに、保健・医療機関を組み込んだ地域ケア体制の整備を図り、ケア自体を児童相談所の業務と位置付けた上で、専門機関に指導（ケア）を委託するシステムを検討すべきである。

#### 4. 効果的なかわり技法

##### (1) 保護者に対して

・母親が情緒的に不安定なので、時間をかけて対応した。

・母の話を受容的に聴いたこと。本児が入所することとなる施設の概要や面会の方法その他について詳しく説明したこと。

・母が、「このまま本児と一緒にいたら本児を殺してしまう」という行き詰り感に気づいて自ら電話してきたことを評価し、母の話を受容的に聴き、母の保育所や親戚には知られたくないという気持ちを尊重しつつ、丁寧に母に本児のその後の施設生活等について説明したことが、母の児童福祉司、児童相談所に対する信頼につながった。母はしっかりしており、能力が高く一生懸命生きて

いる人だったので、信頼関係が取れてからは冷静な話し合いができた。

・先入観（以前の母親の態度・姿）を持たずに母親と接した。

・親との関係を悪くしないような接し方をこころがけた。

・親の意見を聴くように努めた。

・家庭復帰のめどを伝えながら、「母の立場に立って、皆を説得している段階だから、もう少し時間がかかる」と説明している。

・夫婦間の葛藤が虐待として子どもにあらわれていると判定し、両親ともに来所してもらい面接を重ね、家族療法の視点で家族システム改善への働きかけを行った。親子関係を再構築するために保護所退所後の課題を設定した。

・スーパーバイザーと役割分担をしながら保護者の面接にあたった。また、手紙による説得もを行い、施設入所への理解を求めた。

・事例に対応するに当たっての担当者の基本的態度は、子どもの保護を目的として、まず保護者と子どもを分離し、その後で家庭訪問等を重ねて、保護者を粘り強くサポートしていくという方法をとった。その結果、一時保護を行った後、養父、実母は施設入所を認めず引き取りを強く訴えていたが、最終的に措置に同意した。

また、施設入所後、実母は養父との間に立つような立場で、児童養護施設や児童相談所によく連絡してくるようになり、養父も「自分も叩かれて育てきて、子どもを叩いて育てると、その子がまた自分の子どもを叩くのかなあ。」と反省するようになった。

・継母の「養育に自信がない」との訴えに、「子どもを施設に預けながら、手紙などでやりとりをし、親子関係を再形成していきましょう」と指導した。本事例では、児童福祉司が親の言い分をよく聴き、親の立場に立って発言し、心理判定員は子どもの立場に立つという役割分担を行った。親の行為やパーソナリティを否定しない態度をとることでラポールを形成し同意取り付けにつなげていった。

##### (2) 関係機関の連携と活用

<市役所等>

・本児には3歳の異父姉と1歳の実兄がおり、二人についても虐待がないかなど心配な点があった

ため、市役所福祉課に情報収集を行うとともに、二人のきょうだいの保育所入所を依頼し、実施した。保育所入所により実母の子育ての負担を軽減したことで、実母に「児童相談所は助けになってくれる所だ」という信頼感をもたせることができ、その結果、乳児院措置の同意を得ることにつながった。

#### <医療・保健機関との連携>

- ・児童相談所が関わりを始めるまで、信頼関係のできていた市保健センターの看護婦が母親との接触の中心となった。

- ・病院から直接施設に措置するのではなく、児童相談所に併設されている療育センターでリハビリ治療を行うという目的を前面に出して転院させることによって、保護者の児童相談所の処遇に対する抵抗感を軽減させることができた。また、その間に面会に来た保護者の行動観察ができたり、施設措置に関する保護者の同意を得る間の時間稼ぎをすることもできた。

児童相談所併設の療育センターに転院させたいうえで、施設入所に向けて保護者の理解を得るという方法は、保護者に対するアプローチとして非常に有効であり、本事例以外にもよく使っている。

- ・事例に対応するに当たっての担当者の基本的態度は、家族療法的なアプローチを使ってケースに介入しており、まず両親や親族との関係を作ること大切に考えている。通告後は児童相談所が中心的な役割を担っているが、「虐待を行っている」との認識のない父親に、児童相談所が直接的に関わりをもつのではなく、まわりの協力体制を整え、調査を進めるなかで、それまで関わりのあった保健婦が母親と関わりを持ち続け、見守っていた。

「親の行為が虐待である」ことを伝えたのは父親が選んだ転院先の医師であり、「このようなケースは虐待であると認識され、その場合、児童相談所に連絡がいき、児童相談所から職員が来ること、また、警察署にも連絡がいくものだ」ということを説明する。「大人が虐待とっていないことでも、子どもにとっては虐待になることもあるということ、親として認識していかないとけない」というような話をした。

また、その場で一時委託保護について説明がされ、児童相談所が関与していくこと、家庭への引き取りも児童相談所の判断によるということも説

明され、父親も特に抵抗するようなこともなかった。このようにして、児童相談所と両親との直接的な関わりが始まり、面接指導を受け入れるようになる。

- ・保護者に虐待の事実を認めさせるために、医師の診断結果、子どもの全身のやけどなどの傷の写真、及び子ども本人が「家に帰りたくない」と意思表示していることを面接の際に福祉司が提示し、毅然とした態度で当該行為がしつづけではなく、「虐待行為」であることを宣告した。また、法的措置をとる用意があることも伝えながら面接を重ね、施設入所への同意をとりつけていった。

- ・今回のケースだけに限らず、病院間で虐待の認識が異なっている。したがって、通報に結びつかないケースの場合、治療行為が終了してしまうと家庭に帰してしまい、再発するケースがある。

- ・児童相談所としても「病院向け虐待防止マニュアル」を作成し、協力を深めて行こうとしている。

- ・初期の介入に保健婦の訪問活動が行われたこと。ケース移管があった時点で児童相談所がすぐに介入せず、長男の発達診断を目的として保健婦が児童相談所につないだことが、結果的にスムーズな介入を行うことができた。

#### <ネットワーク・ミーティングの活用>

- ・初期の時点でネットワーク・ミーティングを開催し、関係者間の虐待事例に対する共通理解をもつようにすること（本事例への反省から言えること）。本事例の場合、最初の事例検討会が持たれたのが遅かったため、特に福祉事務所の本事例の深刻さに関する理解に時間がかかっている。援助の後半では頻回に検討会が開催され、共同で事例に当たることが可能となっている。早い時点で関係者を巻き込んだネットワーク・ミーティングが開催されることが、事例の共通理解や共同しての援助体制を構築するうえで効果的である。

#### <警察>

- ・警察と連携し、児童相談所と警察がケースを挟み込むという形をとり対応した。親を牽制するという目的で有効だった。

#### <民間ネットワークとの連携>

- ・民間ネットワークとの繋がりがある。民間ネットワークに所属する弁護士が児童相談所の児童福祉専門職でもある。したがって、一時保護後の処遇に関しては、円滑に進んだ。他のケースでも児

童相談所が対応できない面を民間ネットワークがカバーしてくれる。

- ・関係機関として「国際社会事業団」のような対外国との調整役の存在と活用方法を知ることができた。

- ・民間虐待防止研究会に参加し、そこで知り合った弁護士にアドバイスを貰うことができた。

- ・実際、児童相談所だけのスタッフだけでは対応は困難。したがって、民間ネットワークの協力は必要である。

- ・児童虐待に精通した弁護士が児童相談所と民間ネットワークの双方に関わってくれていることが大きい。

#### <児童福祉審議会の活用>

- ・児童福祉審議会も、さまざまな領域にわたる専門職の方に加わってもらえれば、非常に児童相談所とすれば心強い。

### 5. 引き取り要求のある事例への対応の手法

#### <児童福祉審議会及び児童福祉法第28条の活用>

- ・本事例の場合は現在のところ引き取り要求はないが、このまま帰省を繰り返しつつ家庭引き取りを迎えることとなる。担当者としては、まだ状況の変化に乏しくもう少し経過をみた方がよいとも思っている。M市内に住民票を移すことにより、担当者変更予定。場合によっては、児童福祉審議会の意見聴取や第28条の申し立ても考慮すべきであるかもしれない。ただし、いまのところ、そうした措置はあまりとりたくない。

- ・県児童福祉審議会で、今度父親が強制引取りを行った場合は第28条で対応すべきとの意見を答申され、担当者としては心強く思った。しかし、強制引取り時点での対応に所内の意見が分かれた。この時点ですぐに長男を家庭から児童相談所に一時保護し、第28条の措置をとるべきだった。その後、再度審議会意見を聴取しようとしたが、事態に変化がないのなら再諮問は不相当とされ、結局、所長の判断で措置解除となった。担当者としては証拠書類まで用意していたが、第28条の措置をとる時期を失ってしまったことがもっとも悔やまれる。今後、審議会に事後報告することとなるが、気が重い。所長の判断が大きいことを痛感した。再び虐待がおこらないことを願っている。

- ・県児童福祉審議会の答申は勇気づけになった。

揺れる気持ちの確認になり、有効と思う。ただし、2回目に諮問を考慮したときに、「事態が変わらないのなら、前回の答申でいくべき」と再諮問ができなかったことはショックだった。審議会は客観的な判断をする機能を果たすべきなのか、揺れる児童相談所のバックアップを行う役割を果たすべきなのかははっきりしていないのではないか。このままでは、審議会の意見聴取にためらいが出るのではないか。

#### <医療機関の活用>

- ・両親は本児への虐待を否定し、乳児院入所を拒否したため、病院から直接施設措置をするのではなく、児童相談所に併設されている療育センターにリハビリ治療を行うという目的で転院させることによって、児童相談所の処遇に対する両親の抵抗感を軽減させた。そのうえで、施設入所に向けて両親の理解を得るという努力がなされ、乳児院措置の同意を得ることにつながった。

#### <保護者への直接指導>

- ・一時保護後、養父、実母は施設入所を認めず、引き取りを強く訴えていたが、家庭訪問等を重ねて、保護者を粘り強くサポートして、最終的に児童養護施設への入所措置に同意させた。

- ・面会等に児童相談所の職員が立ち会うこと。施設入所が同意入所であったため、度重なる引き取り要求に対抗することができず、施設の児童相談所不信を招いた。その後は、面会等の時点で児童相談所の職員も立ち会うこととした。しかし、この場合は、児童相談所職員の負担が増大することとなる。

- ・引き取りを迫る状況をテープに録音する。父親が何度も当児童相談所に押しかけ引き取りを迫るとき、言動をテープレコーダーに記録し、父親の「くれてやる」の一言が措置の決め手になる。

- ・父母分離の個別面接の実施。母親が父親のやり方に引きこまれている場合、母親を父親と切り離し、個別面接を行う。そこで、母親自身の意向確認を行った。

- ・子どもが明確に拒否している点を伝え、毅然とした態度で当該行為がしつづけではなく、「虐待行為」であり、家庭に返すことはできないと伝えた。また、法的措置をとる用意があることも伝えながら面接を重ね、施設入所への同意をとりつけていった。

- ・父親は引き取りを要求したが、継母が「養育に

自信がない」と訴えており、育てられる心身の状況でないことを伝え施設入所を説得した。

・施設入所後、母性を刺激するという意味合いで児童の写真を送ったところ、早期の引き取りを要求してきた。家庭訪問をし、母親自身がまだ養育できる状態にないことを説得し、継父にも同様の説明をする。説得の内容については理解を示した。

・一時保護所入所後、おむつをつけていたのをみて母親が「やはり、私がしつけをしなくてはいけない」と施設入所を拒んだため、児童福祉司は、施設入所が子どもの健康や将来のためになり、しつけもしてもらえると説得し、同意を取り付けた。

## 6. 考察

### (1) 児童相談所と他機関との連携

児童相談所と医療機関・病院との連携については、医療機関・病院同士で虐待に対する共通理解が十分でないことが第一に挙げられる。それと同時に、医療的援助の視点と福祉的援助の視点に違いがある。病院の判断と児童相談所の判断が異なる場合も起こってくる。

保育所・学校と児童相談所との虐待の認識の相違も明らかになった。児童相談所は緊急的に介入が必要であると判断しても、学校等は見守りを続行したいとする。児童相談所自体の介入を拒む状況がある。学校からの通告にしても通告自体に対する抵抗感があり、学校の総意とすることが難しいようである。

民生・児童委員との関係でも同じようなことが指摘できる。警察に対しては、児童相談所が児童虐待ケースで期待することと、実際の対応にはずれがあると感じられる。この問題に関しては、児童虐待防止法第10条の活用が重要な鍵となってくる。

ネグレクトの範疇として、今後、外国籍の児童が「置き去り」状況にあることも児童虐待の問題として考えていかなければならない。

児童相談所に対して期待がある反面、批判も大きくなる。実際、児童の保護を優先することが理解できないことで、機関連携が損なわれることがあることが明確にされた。

### (2) 児童相談所の制度的課題

人的課題に関しては、以前から指摘されている課題であるが、いくつかの児童相談所で担当制が実施されており、そのことが「請負い」的なケースワークになってしまっている。そのうえ、児童相談所内にもチーム体制を組んでいるところが少なく、担当者に責任が集中してしまう体制になってしまっている。

機構・体制的な課題としても、児童福祉法第33条の6の家裁申立てで、後見人が公職としての児童相談所長であることや親権を全て奪ってしまう現行の制度矛盾が指摘された。児童相談所の職員の専門性確保に関して、担当者自身の感じる矛盾も多かった。

さらに、保護者の児童虐待に対する認識の欠如に対して、かなり高いレベルで担当者の負担が強いこともわかった。本来、虐待の認識がある程度あれば、児童相談所での対応以前に解消していることもあり、児童相談所の相談の多くがこの虐待認識欠如の保護者に対する働きかけの問題に集約される。また、処遇・援助の理解に関して、抵抗が強かったり、先入観があったりした場合も担当者が説得にあたることになり、負担を増幅させている。

### (3) 心理的負担

#### ① 機関連携上の負担

児童相談所担当者が本来、他機関と連携を行うことは、児童虐待に対する業務を軽減したり、やりやすくするためであると考えられるが、実際は、連携をとるために児童相談所担当者が負担を感じていることが明確になった。これは関係者間の児童虐待に対する認識の違いとも関係していると指摘できる。

#### ② 保護者との関わり

虐待認識の欠如と児童相談所に対する不信感が保護者の側に強く存在するケースは、特に担当者の負担が強い。心理的にはそれ程負担と感じないことは、いくら物理的に負担だったとしてもなんとか対処できる。しかし、心理的にも負担と感じている状況では、担当者の閉塞感、虚脱感が増幅される。

#### ③ 職務上の負担感

児童虐待ケースが心身両面での担当者の負担となるのは、担当者だけで抱えてしまう場合にはな